

令和 7 年 1 月 22 日 開会

令和 7 年 1 月 22 日 閉会

令和 7 年（2025年）第 1 回

紀北町議会（臨時会）会議録

令和 7 年（2025年）第 1 回紀北町議会臨時会会議録

（ 第 1 号 ）

令和 7 年 1 月 22 日（水曜日）

令和 7 年（2025年）第 1 回紀北町議会臨時会

招集年月日 令和 7 年 1 月22日（水）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

応 招 議 員

1 番 脇 昭 博

2 番 宮 地 忍

4 番 大 西 瑞 香

5 番 原 隆 伸

6 番 東 篤 布

7 番 奥 村 仁

8 番 樋 口 泰 生

9 番 太 田 哲 生

10番 瀧 本 攻

11番 近 澤 チヅル

12番 入 江 康 仁

13番 家 崎 仁 行

14番 平 野 隆 久

不応招議員

3 番 岡 村 哲 雄

令和 7 年第 1 回紀北町議会臨時会議事日程 令和 7 年 1 月 22 日（第 1 日）

日 程	議 事
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸般の報告
第 4	議案第 1 号 矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について（令和 6 年度分）
第 5	議案第 2 号 山居 3 地区急傾斜地崩壊対策工事（その 4）の委託事業契約の締結について
第 6	議案第 3 号 令和 6 年度紀北町一般会計補正予算（第 6 号）
第 7	発議第 1 号 紀北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
	閉 会

令和7年（2025年）第1回紀北町議会臨時会会議録

第 1 号

招集年月日 令和7年1月22日（水）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和7年1月22日（水）

出席議員

1番 脇 昭 博

4番 大 西 瑞 香

6番 東 篤 布

8番 樋 口 泰 生

10番 瀧 本 攻

12番 入 江 康 仁

14番 平 野 隆 久

2番 宮 地 忍

5番 原 隆 伸

7番 奥 村 仁

9番 太 田 哲 生

11番 近 澤 チヅル

13番 家 崎 仁 行

欠席議員

3番 岡 村 哲 雄

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾 上 壽 一	副 町 長	中 場 幹
総 務 課 長	水 谷 法 夫	財 政 課 長	上ノ坊 健 二
企 画 課 長	上 村 毅	福祉保健課長	直 江 和 哉
農林水産課長	高 芝 健 司	建 設 課 長	井 土 誠
海山総合支所長	玉 本 真 也		

職務の為出席者

議会事務局長	上 野 隆 志	書 記	鶴 田 博 樹
書 記	源 口 晴 子	書 記	佐々木 猛

提 出 議 案 別紙のとおり

会議録署名議員

6 番 東 篤 布	8 番 樋 口 泰 生
-----------	-------------

議事の顛末 次のとおり記載する。

入江康仁議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和7年第1回紀北町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であり、定足数に達しております。

なお、3番 岡村哲雄議員から所用のため欠席との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

それでは、議事日程を議会事務局長に朗読させます。

上野議会事務局長。

上野隆志議会事務局長

おはようございます。

それでは、議事日程を朗読させていただきます。

令和7年第1回紀北町議会臨時会議事日程（第1号）

令和7年1月22日（水曜日）午前9時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 議案第1号 矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について（令和6年度分）

第5 議案第2号 山居3地区急傾斜地崩壊対策工事（その4）の委託事業契約の締結について

第6 議案第3号 令和6年度紀北町一般会計補正予算（第6号）

第7 発議第1号 紀北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

以上でございます。

日程第 1

入江康仁議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

6 番 東 篤布議員

8 番 樋口泰生議員

のご両名を指名いたします。

日程第 2

入江康仁議長

次に、日程第 2 会期の決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日 1 日とすることに決定いたしました。

日程第 3

入江康仁議長

次に、日程第 3 諸般の報告を行います。

去る 1 月14日に議会運営委員会が開催され、本臨時会に係る運営等について協議が行われ

ました。

その確認事項等についてご報告申し上げます。

まず、付議事件についてであります。

本臨時会の招集に当たり、付議された事件は、執行部からの議案 3 件と議会改革調査検討特別委員会からの発議 1 件であります。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査について、普通会計及び水道事業会計の令和6年度11月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けております。報告書は議員控室に保管してありますので、ご覧ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ、議会の審議に必要な関係課長等の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4～日程第6

入江康仁議長

それでは、議案の審議に入ります。

お諮りいたします。

本議案の審議に当たっては、会期を1日として決定したことにより、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本会議において審議することにいたしたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、本議案の審議に当たっては、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定いたしました。

お諮りいたします。

日程第4 議案第1号から日程第6 議案第3号の3件については、提案者から提案理由

の説明並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、議案３件については、一括して提案理由の説明並びに内容説明を求めることに決定いたしました。

それでは、提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日は議会臨時会の開催要請をさせていただきましたところ、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、本臨時会に上程をいたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第１号 矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について（令和６年度分）であります。矢口漁港海岸保全施設整備事業について、工事の追加に伴い、変更委託事業契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第２号 山居３地区急傾斜地崩壊対策工事（その４）の委託事業契約の締結についてであります。山居３地区急傾斜地崩壊対策工事（その４）について、急傾斜地崩壊対策工事に豊富な知識と経験を持った三重県と委託事業契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第３号 令和６年度紀北町一般会計補正予算（第６号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ９,４４８万９,０００円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１１７億２,０７０万３,０００円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上、３件の議案につきまして提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

入江康仁議長

続いて、議案第1号の内容説明を求めます。

高芝農林水産課長。

高芝健司農林水産課長

それでは、議案第1号 矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について（令和6年度分）について、ご説明させていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号 矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について（令和6年度分）

次のとおり変更委託事業契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

1 契約の目的 矢口漁港海岸保全施設整備事業（令和6年度分）

2 契約の方法 随意契約

3 契約の金額 （変更前）4,944万円
（変更後）7,205万9,000円

4 契約の相手方 三重県津市広明町13番地
三重県
三重県知事 一見勝之

令和7年1月22日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

矢口漁港海岸保全施設整備事業について、工事の追加に伴い変更委託事業契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決が必要なためでございます。

それでは、内容についてご説明させていただきます。

今回提案の変更委託事業契約につきましては、令和6年度分の矢口漁港海岸保全施設整備事業のうち、交付金事業においては、仮設道路撤去の工事の追加による事業費の増額、そして町単独事業においては、護岸工の追加による事業費の増額に伴い、三重県との委託契約を2,261万9,000円増額して変更契約を締結いたしたく、議会の議決が必要となったことによるものでございます。

それでは、資料のご説明をさせていただきます。

議案書 2 ページの資料 1 をお願いいたします。

資料 1 は、令和 6 年度分の矢口漁港海岸保全施設整備事業の契約額、事務費を除く事業費の概要、施行期間でございます。

初めに、上の表は、令和 6 年度分における矢口漁港海岸保全施設整備事業の三重県に委託する契約額の内訳でございます。

変更前の金額につきましては、事業費は 4,800 万円、事務費は 144 万円、計は 4,944 万円でございます。

変更後の契約額につきましては、事業費は 6,996 万円、事務費は 209 万 9,000 円、計は 7,205 万 9,000 円となり、事業費では 2,196 万円の増額、事務費では 65 万 9,000 円の増額、計では 2,261 万 9,000 円の増額でございます。

続きまして、下の表は、令和 6 年度分における矢口漁港海岸保全施設整備事業の三重県に委託する契約額から事務費を除いた事業費概要の内訳でございます。

令和 6 年度分の矢口漁港海岸につきましては、交付金事業と町単独事業の 2 つの事業で実施しております。交付金とありますものは、交付金事業のことで、農山漁村地域整備交付金を活用して実施するものです。

工事内容の堤防工一式 4,000 万円につきましては、金額の変更はございませんが、今回の変更により仮設道路撤去工一式 796 万円を工事に追加しようとするものでございます。

続きまして、町単とありますものは、町単独事業のことで、合併特例事業債を活用して実施するもので、水質調査一式 800 万円につきましては、金額の変更はございませんが、今回の変更により護岸工一式 1,400 万円を工事に追加しようとするものでございます。このことから県への委託分の計といたしましては、変更前金額は 4,800 万円、変更後金額は 6,996 万円となり、2,196 万円の増額でございます。

続きまして、施行期間であります。

施行期間につきましては、変更前は令和 7 年 3 月 31 日までとしておりましたが、12 月議会におきまして繰越明許を賜ったところでございますので、令和 6 年 6 月 17 日から令和 8 年 3 月 31 日までとするものでございます。

議案書 3 ページの資料 2 をお願いいたします。

資料 2 は、矢口漁港海岸の全体平面図でございます。

令和 5 年度以前の施行分は黄色、令和 6 年度の施行分は赤色、令和 6 年度の債務負担の施

行分は青色、令和 7 年度以降の施行分は緑色で表示しております。

矢口漁港につきましては、交付金事業で施工いたします A 区間と町単独事業で施工いたします B 区間に大きく分けて事業を実施しております。

交付金事業で施工いたします A 区間の中の令和 6 年度堤防工につきましては変更はございません。赤色で着色しております令和 6 年度仮設道路撤去工とありますものは、交付金事業において追加となった工事部分でございまして、また赤色で着色しております令和 6 年度護岸工とありますものは、町単独事業において追加となった工事部分でございます。

続きまして、議案書 4 ページの資料 3 をお願いいたします。

資料 3 は、交付金事業で施工いたします A 区間の令和 6 年度堤防工の標準断面図でございまして、令和 5 年度以前の施行分は黄色、令和 6 年度の施行分は赤色、令和 7 年度以降の施行分は緑色で表示しております。

議案第 1 号についての説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしく願いをいたします。

入江康仁議長

続いて、議案第 2 号の内容説明を求めます。

井土建設課長。

井土誠建設課長

それでは、議案第 2 号 山居 3 地区急傾斜地崩壊対策工事（その 4）の委託事業契約の締結についてご説明いたします。

議案書の 5 ページをご覧ください。

山居 3 地区急傾斜地崩壊対策工事（その 4）の委託事業契約の締結について次のとおり委託事業契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 山居 3 地区急傾斜地崩壊対策工事（その 4）
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 1 億4,898万7,000円
- 4 契約の相手方 三重県津市広明町13番地

三重県

三重県知事 一見勝之

令和 7 年 1 月 22 日提出

提案理由

山居3地区急傾斜地崩壊対策工事（その4）について、急傾斜地崩壊対策工事に豊富な知識と経験を持った三重県と委託事業契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決が必要なためでございます。

それでは、最初に山居3地区急傾斜地崩壊対策事業の説明をさせていただきます。

本事業は、令和元年度から令和7年度まで継続して行われる事業で、工事区間の中に紀北町の用地があり、その部分は紀北町が事業主体、それ以外は三重県が事業主体で工事を実施しております。

紀北町が事業主体であるところは三重県へ事業委託し、県事業分は負担金を三重県へ支払い、一体工事として施工しております。

7ページ、資料2の全体平面図をご覧ください。

三重県と紀北町を合わせた全体の工事概要は、対象範囲が225mで擁壁工、落石防護柵工、法枠工、吹付工が主な工種となっており、この対象範囲をその1工事からその4工事まで4つの工事区間に分割し工事を実施しております。

現在その1、その2工事が終わり、その3工事が進行中で、その3工事は工期が令和7年3月末まで、その4工事はこの議会の議決後に三重県が入札公告を行い、令和7年2月末に契約すべく準備を進めております。

それでは、少し戻っていただきまして6ページ、資料1をご覧ください。

資料の説明をさせていただきます。

山居3地区急傾斜地崩壊対策工事（その4）の三重県との契約額でございますが、工事費と事務費を合わせた合計額で契約いたします。

まず工事費は、令和6年度分が5,350万円、令和7年度債務負担分が9,150万円、合わせて1億4,500万円です。

続いて、事務費は、それぞれ工事費の2.75%で、令和6年度分が147万1,000円、令和7年度分の債務負担分が251万6,000円、合わせて398万7,000円です。

契約の合計が令和6年度分が5,497万1,000円、令和7年度の債務負担分が9,401万6,000円、合わせて1億4,898万7,000円でございます。

続いて、事務費を除いた工事費概要を説明いたします。

工事概要は、擁壁工事、ブロック積工事、排水構造物工事でございます。

主な工事内容につきましては、擁壁工事が砂防土工、場所打擁壁工、落石防護柵工ほか、ブロック積工事がコンクリートブロック積工ほか、排水構造物工事が水路工、構造物撤去工、仮設工ほかです。

金額は、擁壁工事が1億2,076万6,000円、ブロック積工事が909万円、排水構造物工事が1,514万4,000円、合計の工事費が1億4,500万円となっております。

この委託契約の施行期間は、議会の議決の日から令和8年3月31日でございます。

続いての資料でございますが、資料2、資料3は、今回の工事の説明図面となっております。

7ページ、資料2をご覧ください。

この資料は全体平面図で、青色で表示している部分はその4工事の工事区間でございます。この青色で表示しているその4工事の部分で、青色斜線で表示している部分が今回の議案として計上している、紀北町の施工区間でございます。

また、右上に表示しておりますが、その1工事が黄色、その2工事が赤色、その3工事が緑色としております。

続いて、8ページ、資料3をご覧ください。

こちちは、その4工事の標準断面図でございます。

青色の斜線部分はその4工事の工事内容ですが、現在、その2工事、その3工事で法面工事を実施した後、青色部分のその4工事を実施するところでございます。左側の部分が主な工事内容の場所打擁壁工、落石防護柵工で延長が89.7m、右側がコンクリートブロック積工で施工延長が36.5m、中央部分は水路工で延長が94.5mとなっております。

6ページの資料1にお戻りください。

中段の工事費概要が工事概要ごとの工事費の内訳で、擁壁工事が1億2,076万6,000円、ブロック積工事が909万円、排水構造物工事が1億5,014万4,000円、合計の工事費が1億4,500万円となっております。

資料の説明は以上でございます。

これで議案第2号 山居3地区急傾斜地崩壊対策工事（その4）の委託事業契約の締結についての説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

入江康仁議長

井土課長、訂正の部分。

井土誠建設課長

すみません、訂正させていただきます。

排水構造物工事の金額を1,514万4,000円のところを1億5,000万円と読みました。正しくは1,514万4,000円でございます。訂正させていただきます。よろしくお願いします。

入江康仁議長

続いて、議案第3号の内容説明を求めます。

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

それでは、議案第3号 令和6年度紀北町一般会計補正予算（第6号）の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和6年度紀北町一般会計補正予算（第6号）

令和6年度紀北町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,448万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億2,070万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和7年1月22日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、4ページをご覧ください。

第2表は、繰越明許費補正でございます。

追加として、民生費の物価高騰対応重点支援給付金事業9,448万9,000円を令和7年度に繰り越ししようとするものでございます。

次に、予算に関する説明書で歳入予算から説明させていただきますので、7ページをご覧ください。

第14款・国庫支出金、第2項・国庫補助金、第1目・総務費補助金7,273万3,000円の増額

は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、物価高騰対応重点支援給付金事業に財源充当しております。

第18款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金は2,175万6,000円を増額するもので、今回の補正の所要財源とするため、財政調整基金より繰り入れるものでございます。

なお、今回の補正によりまして、財政調整基金年度末現在高見込額は13億150万9,000円となります。

次に、歳出予算をご説明させていただきます。

8ページをご覧ください。

第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第1目・社会福祉総務費は9,448万9,000円を増額するものでありますが、物価高騰対応重点支援給付金事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響が大きい低所得世帯、子育て世帯への負担軽減を図るために国からの臨時交付金を活用して実施するものでございます。

内容は、住民税非課税世帯2,850世帯に対し、1世帯当たり3万円の給付を行うものと低所得の子育て世帯分として、給付対象児童数150人に対し、一人当たり2万円の給付を行うもので、それに伴い人件費や郵送代、電算委託料等を計上するものでございます。

9ページをご覧ください。

給与費明細書でございますが、1の特別職につきましては、補正はございません。

10ページをご覧ください。

2、一般職の総括表になりますが、内訳につきましては、職員分から説明させていただきますので、11ページをご覧ください。

職員手当35万6,000円を増額により、補正後の総額としましては12億7,929万3,000円となります。

次に、会計年度任用職員分でございますが、12ページになりますが、補正はございません。

戻りますが、10ページをご覧ください。

職員と会計年度任用職員の補正後の合計は35万6,000円を増額し、19億3,044万6,000円となります。

13ページをご覧ください。

増減額の明細であります。職員手当35万6,000円を増額は、物価高騰対応重点支援給付金事業による増額でございます。

14ページ以降につきましては、給料及び職員手当の状況等について記載したものでございます。

以上で、議案第3号 令和6年度紀北町一般会計補正予算（第6号）の説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

入江康仁議長

以上で、議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

それでは、これより各議案に対する質疑を行います。

日程第4 議案第1号 矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について（令和6年度分）を議題といたします。

それでは、これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

それでは、討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第4 議案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（全員起立）

入江康仁議長

全員起立です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第5 議案第2号 山居3地区急傾斜地崩壊対策工事（その4）の委託事業契約の締結についてを議題といたします。

それでは、これより質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第5 議案第2号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（全員起立）

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第6 議案第3号 令和6年度紀北町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

それでは、これより質疑を行います。

質疑される方はありますか。

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

先ほど財政課長のほうから説明もいただきまして、臨時国会で決まった給付金を早く提案されたことは評価したいと思います。

今先ほどもありましたように、町民の皆さんは大変困っております、物価高で。これは群馬大学の教授が書かれた新聞なんですけれども、食料品、電気、ガス、ガソリンの異常な値上がりが続いているのは、いずれも自給率が低く輸入依存のため、円安で輸入物価が高騰しているからですと書いてあります。その上国内の設備投資や賃金の支払いに向けられるべき資本が利益剰余金、内部留保金としてため込まれるか、海外にそのお金が逃げている、また帝国データバンクによれば、食品の値段は2023年に15%、24年に17%、25年も既に17%以上の物価が予想されており、物価高に賃上げが追いつかず、また年金の値上げもこれには追いつかないと思います。生活は一層困難になっていき、エンゲル係数は42年前の28%の高水準に逆戻りし、家計のほぼ3割が食費に費やされている事態ですと書いておられます。本当に困っておられるんですね。

今回非課税世帯と低所得者の方に対する支給ということなんですけれども、非課税世帯でない方も、今、お話をさせていただきましたように困っておりますが、今回自主財源も含めてどういう基準でこのように決定されたのか、詳しい説明をお願いいたします。

入江康仁議長

直江福祉保健課長。

直江和哉福祉保健課長

今回の補正予算で計上させていただいているのは、国の推奨メニューの一律決まったような形のものを提案させていただいていますので、議員おっしゃられたようなものについてはまた別の機会ということになるかと思います。

以上です。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

分かりました。その中で非課税世帯2,850世帯大体でよく分かるんですけれども、あと子ども、生徒児童のひとり親かなにか150人、1人2万円という説明だったんですけれども、これは親の方の150人なのか、生徒児童のことなのかちょっとよく分からなかったのと、低所得者というのが非課税世帯のことを指しているのか、低所得者という基準がちょっと分からなかったのと事業委託料とあります。8ページですね。この事業委託料の詳しい説明をお願いいたします。振込みされるんだと思うんですけれども、どこかに委託されるのかちょっとよく分からないので、詳しい説明をお願いします。

入江康仁議長

直江福祉保健課長。

直江和哉福祉保健課長

対象者については、基準日が令和6年12月13日となっていて、紀北町に住民登録のある方で令和6年度住民税均等割が課せられてない非課税のみで構成されている世帯となっていて、世帯の全員が住民税が課税されている親族等の扶養になっている世帯を除くものです。

先ほど言った子ども加算の児童の分に関しては、非課税世帯の中で18歳以下の児童数というふうになっております。

あと事業委託料につきましては、電算委託料となっていて、電算会社のほうに非課税世帯のデータ抽出だとか、管理システムのほうの業務、あと振込みの際のデータをつくったりとかそういう一連の業務ができるシステムのほうの委託料となっております。

以上です。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

よく分かりました。そして、もう非課税世帯の子どもさん、生徒児童をお持ちの方で来年度に向かって制服を購入したりいろいろ出費も増えておりますので、いち早い支給が待たれると思うんですけども、今回今日議決しまして早く支給していただきたいと思いますが、いつ頃を予定されておりますか。

入江康仁議長

直江福祉保健課長。

直江和哉福祉保健課長

過去の実績から申しますと、最初の支給は3月になるかとは思いますが、なるべく早く支給できるように努力はさせていただきたいと思っております。

入江康仁議長

ほかに質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第6 議案第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7

入江康仁議長

次に、日程第7 発議第1号 紀北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

それでは、提案者から提案説明を求めます。

樋口泰生議会改革調査検討特別委員長。

樋口泰生議会改革調査検討特別委員長

皆さん、改めましておはようございます。

それでは、発議第1号について説明させていただきます。

発議第1号

令和7年1月22日

紀北町議会議長 入江 康仁 様

提案者 議会改革調査検討特別委員長 樋口泰生

紀北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び紀北町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

提案理由

燃料費など物価高騰による社会情勢の影響や議員の成り手不足の解消に資することで、議会運営をより一層充実させることを目的に本条例を改正する。

2ページをお願いいたします。

2ページにつきましては、改正文でございます。

紀北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の第5条の次に第6条として「議長、副議長及び議員が、議会の招集又は委員会もしくは議会全員協議会の招集に応じ、その職務に従事したときに支給する費用の額は、片道2キロメートル以上の者については、特別職員の給与条例に規定する運賃又は車賃とする。」をつけ加えるものであります。

なお、附則であります。施行日を令和7年4月1日としております。

3ページにつきましては、新旧対照表であります。

説明につきましては、以上であります。

ご審議よろしくをお願いいたします。

入江康仁議長

以上で提案説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第7 発議第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(多 数 起 立)

入江康仁議長

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

入江康仁議長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、本日の会議を閉じます。

これで令和7年第1回紀北町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午前 10時 12分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 7年 3月 18日

紀北町議会議長 入江康仁

紀北町議会議員 東 篤布

紀北町議会議員 樋口泰生